

今月の納税

軽自動車税(種別割)…全期

納期限 令和4年5月31日(火)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。



計画書の表紙は、将来像の「紡ぐ」と、すべての施策・事業に共通するまちづくりポリシーの「ブランド力と郷土愛」、「ダイバーシティ(多様性)」、「持続可能性」をテーマに、コレマデとコレカラの“思い”を虹色の糸に見立て、1つに紡ぎ未来につなげていくことをイメージしています。

基本目標

- 紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実
- 紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進
- 紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実
- 紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援
- 紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実
- 紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進

町政ニュース

今後のまちづくりの指針となります 第6次吉岡町総合計画を策定

まちの将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり吉岡」と掲げ、令和4年度からの10年間を計画期間とする「第6次吉岡町総合計画」を策定しました。
これまでの一人ひとりの思いを紡ぎ合い、町の魅力をさらに高め、今よりもっと住み続けたいとするまちづくりを推

進めます。
※概要版は4月下旬に全戸配布しました。



▲本編(町ホームページ)はこちら

▼問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26・2241



6歳未満の幼児の着用は義務です チャイルドシートの購入を補助

交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

※補助金を交付できる台数は幼児1人に対し1台とし、申請回数は1回限りとなります。

▼対象

6歳未満の幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の条件を満たす場合。

- ①購入日に幼児が6歳未満であること
- ②申請日に幼児と親権者が町内に住所を有していること
- ③町税を滞納していないこと

▼申請期間 購入日から1年以内

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限8,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書またはレシート(購入日および購入額が記載されているもの)
- チャイルドシート付属の品質保証書または取扱説明書
- 通帳(振込先がわかるもの)

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



4月1日～ 道の駅振興推進室 新設

道の駅よしおか温泉周辺エリアの魅力の向上と今後のあり方などの研究・調査に資するため、産業観光課に道の駅振興推進室を設置しました。

問い合わせ先

産業観光課
道の駅振興推進室
☎55-4126(直通)

リバートピア吉岡へ無料でご招待

町民の皆さまの健康増進と地域の振興・交流のために、よしおか温泉「リバートピア吉岡」の町民特別無料招待券を進呈します。招待券は本号に挟み込まれています。ぜひご利用ください。

有効期限 9月30日金

問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

企業版ふるさと納税

株式会社フジ開発測量様より寄付

町の地方創生の取り組みにかかる企業版ふるさと納税として株式会社フジ開発測量様(代表取締役 小山和宏氏)より寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、一人一人が輝き、生き生きと暮らせるまちをつくる事業として行う「新明治第2学童クラブ新設事業」に係る費用に充てさせていただきます。

企業版ふるさと納税で吉岡町を応援してください

企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた町の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄付額の約9割が軽減されます。

この制度を活用して町の取り組みを応援いただける企業の皆さまを募集しています。詳しい内容や、町の地方創生プロジェクトについてはお問い合わせください。

なお、寄付をいただくには、次の要件があります。

● 本社(税法上の主たる事業所または事務所)が吉岡町にない企業が対象です。

● 1回あたり10万円以上の寄付が対象です。

● 寄付企業への経済的な利益の供与は禁止されています。

● 寄付の対象期間は令和6年度までです。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241(直通)

都市計画道路の見直し

都市計画道路に求められる機能や役割の変化、将来のまちづくりへの必要性などを検証し、都市計画道路の見直し案を策定しました。

都市計画道路の見直しは、効率的かつ効果的な道路整備を推進し、持続可能なまちづくりのために必要な作業です。

見直し案など、詳しくは町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)

もしもの時に備えましょう

木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

※耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費1,000円などは自己負担となります。

▼該当する建物

① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの

② 平屋建て・2階建てのもの

③ 在来軸組構法によるもの

▼条件

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数

2戸(先着順、定数になり次第締め切り)

▼申込期限

令和5年1月31日〇

※診断日程は申し込みの翌月で調整します。

▼申し込み方法

都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際

に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。住宅の建築年や構造を調べておいてください。

▼申し込みに必要なもの

① 申請書(都市建設室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください)

② 居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)

③ 町税の完納証明書

④ 対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤ 建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③④は証明手数料300円がかかります。

※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)